

行政文書公開決定等審査報告書

令和4年2月16日

大和市長 大 木 哲 殿

大和市情報公開審査会

会 長 大 津 浩

令和4年1月11日付けで諮問された行政文書の公開決定等に対する審査請求について、次のとおり報告します。

公開請求に係る行政文書の名称又は内容	別紙参照
審 査 の 結 果	実施機関が、YAMATO文化森管理組合における各種総会に係る資料に関して、大和市情報公開条例第7条2号（法人に関する情報）に該当するとした非公開部分のうち、本件管理組合の金融情報（各金融機関、口座番号）、及び当該管理組合の構成員たる各区分所有者の財産状況が明らかになる部分（区分割合から直ちに導き出される場合を含む。）を除き、公開対象とするべきである。 したがって、原処分に基づく非公開部分の範囲を説示のとおり限定したうえで、その余の記載部分を公開するよう答申する。

第1 審査請求の経過

1 審査請求人からの情報公開請求（5件）について

（1）令和2年1月20日付情報公開請求（指令第3207号）について

- ① 令和2年1月20日、審査請求人は、本件行政文書について情報公開請求（以下5件の情報公開請求を総称して「本件情報公開請求」という。）をした。
- ② 令和2年2月3日、大和市長は、本件情報公開請求に対し、YAMATO文化森管理組合（以下「本件管理組合」という。）の正当な利益を害することなどを理由に非公開事由に該当するものとして、行政文書一部公開決定をし、同決定通知書を交付（以下5件の一部公開決定処分を総称して「本件一部公開決定処分」という。）した。
- ③ 令和2年5月7日、審査請求人は、本件一部公開決定処分を不服として、大和市長に対し、同決定の取消しを申し立てる審査請求をした。

（2）令和2年1月22日付情報公開請求（指令第3229号）について

- ① 令和2年1月22日、審査請求人は、本件行政文書について本件情報公開請求をした。
- ② 令和2年2月5日、大和市長は、本件情報公開請求に対し、本件管理組合の正当な利益を害することなどを理由に非公開事由に該当するものとして、本件一部公開決定処分をし、同決定通知書を交付した。
- ③ 令和2年5月7日、審査請求人は、本件一部公開決定処分を不服として、大和市長に対し、同決定の取消しを申し立てる審査請求をした。

（3）令和2年4月6日付情報公開請求（指令第574号）について

- ① 令和2年4月6日、審査請求人は、本件行政文書について本件情報公開請求をした。
- ② 令和2年4月20日、大和市長は、本件情報公開請求に対し、本件管理組合の正当な利益を害することなどを理由に非公開事由に該当するものとして、本件一部公開決定処分をし、同決定通知書を交付した。
- ③ 令和2年5月25日、審査請求人は、本件一部公開決定処分を不服として、大和市長に対し、同決定の取消しを申し立てる審査請求をした。

（4）令和2年4月20日付情報公開請求（指令第1407号）について

- ① 令和2年4月20日、審査請求人は、本件行政文書について本件情報公開請求をした。
- ② 令和2年6月18日、大和市長は、本件情報公開請求に対し、本件管理組合の正当な利益を害することなどを理由に非公開事由に該当するものとして、本件一部公開決定処分をし、同決定通知書を交付した。
- ③ 令和2年7月28日、審査請求人は、本件一部公開決定処分を不服として、大和市長に対し、同決定の取消しを申し立てる審査請求をした。

（5）令和2年7月28日付情報公開請求（指令第2699号）について

- ① 令和2年7月28日、審査請求人は、本件行政文書について本件情報公開請求をした。

- ② 令和2年9月25日、大和市長は、本件情報公開請求に対し、本件管理組合の正当な利益を害することなどを理由に非公開事由に該当するものとして、本件一部公開決定処分をし、同決定通知書を交付した。
- ③ 令和2年11月2日、審査請求人は、本件一部公開決定処分を不服として、大和市長に対し、同決定の取消しを申し立てる審査請求をした。

2 一括審査諮問

令和4年1月11日、実施機関は、以上5件の審査請求につき、一括して本審査会に審査諮問をした。

第2 当事者の主張

1 審査請求人の主張の要旨

実施機関は、大和市情報公開条例（以下単に「条例」という場合は当該条例を指す。）第7条2号にいう「権利、競争上の地位、その他正当な利益を害することが明らかに認められる」に該当するものであるという。しかしながら、同号但し書きアは、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報及びこれらの情報に準ずる情報で公開することが公益上必要であると認められる情報」を除外するところ、本件組合の収入のほとんどは、市が負担をする管理費及び修繕積立金である事実を照らせば、本件非公開情報は、本件管理組合における秘匿性の有無にかかわらず、大和市の事務事業の適法性を担保する範囲において、当然に、公開対象情報となるものである。なお、本件管理組合の構成員（組合員）とは、民間法人のほか、その登記名義は特定個人であっても、本件管理組合が管理する施設建築物に入居の実情が各店舗であることに鑑みれば、その構成員の実態は事業を営む個人であることに於いても、本件非公開情報は法的保護を必要としない。

2 実施機関の主張の要旨

本件非公開部分は、本件管理組合及び組合構成員の財産権を構成するものであるところ、これを公開することで本件管理組合の事業活動が損なわれるため、非公開事由につき定める条例第7条2号にいう「権利、競争上の地位、その他正当な利益を害することが明らかに認められる」に該当するものである。

また、区分所有法上第33条を準用する第44条3項は、管理組合の議事録について、利害関係人以外からの閲覧請求を拒否できる権利を定め、同様の規定が本件管理組合の規約にも定められ、国土交通省が発行する標準管理規約でも議事録や会計に関する帳簿類、帳票類について同様に定められている。以上のように、本件管理組合は、本来は各種総会の配布資料につき、利害関係人以外からの閲覧請求を拒否できるものである以上、情報公開請求においても非公開となるものであるが、市民の知る権利を尊重し、本件管理組合にとって特に重要な事項以外については公開してきたという経緯がある。

そこで、情報公開請求における非公開事由の判断に際してもこうした管理組合の閲覧請求拒否の権利を加味して然るべきである。

第3 当審査会の判断

本件非公開部分に関し、条例第7条2号の非公開事由該当性につき当審査会は、次のように判断する。

なお、原処分において、実施機関が、文書不存在とした部分、並びに法人である区分所有者の担当者氏名などの条例第7条1号（個人に関する情報）の非公開事由に該当するものとした部分、及びYAMATO文化森の施設の警備状況といった6号（公共の安全と秩序に関する情報）の非公開事由に該当するものとした部分については、その判断に合理性が認められる。

1 区分所有法等に基づく管理組合の閲覧請求拒否について

実施機関は、区分所有建物の管理組合の利害関係人以外からの閲覧請求に対しては区分所有法等に基づき管理組合には閲覧拒否権があると主張し、この区分所有法等に基づく閲覧拒否権を援用し本件非公開処分の根拠とする。

しかし、原則公開を旨とし、手続保障の観点から条例に明記する非公開事由に該当する場合に限り例外的に非公開とできる情報公開制度においては、この制度の枠内において非公開事由の判断がなされなければならない。

すなわち、区分所有法等により、利害関係人以外からの閲覧請求を管理組合が拒否できるとしても、それが直ちに実施機関が保有する行政文書の非公開事由となるものではなく、これら閲覧拒否の定めが非公開事由である条例第7条5号に定める法令秘に該当するかの検討が必要となる。

この点、区分所有法をみるに、同法33条2項（議事録につきこれを準用する同法42条3項含む。）は、管理組合は正当な事由があれば規約等の閲覧を拒絶できることを法文上明らかにしている。

しかし、この規定の趣旨は、規約や議事録は当該管理組合の区分所有者や利害関係人にとって当該管理組合との関係において自己の権利と密接な関連性を有する文書であるところ、区分所有者や利害関係人の権利保障の観点から、これらの者による当該文書の閲覧請求を原則として認めたことにあると解される。この趣旨の下、管理組合は正当な理由のない利害関係人からの閲覧請求を拒めるに過ぎないのである。

加えて、区分所有法の本規定は、管理組合が第三者による閲覧申請を拒否できることを定めたものであり、区分所有者が既に管理組合から総会資料等として交付を受けた資料等を第三者に開示すること自体を禁止したものではないことも留意すべきである。あくまでも本件は、実施機関が国の法令で禁止されていない事項につき、実施機関自身が定めた規範（情報公開条例等）に従って情報公開の可否を判断すべき事案なのである。

要するに、区分所有法における規定は、実施機関が主張するように管理組合の閲覧拒否権なるものを正面から認めている趣旨ではなく、非公開事由の条例第7条5号における法令秘と同列に扱われるものではないといえる。この理は、実施機関が援用する国土交通省が発行する標準管理規約や本件管理組合の規約にも当然に及ぶものである。

以上のことから、区分所有法等による閲覧請求拒否の規定は非公開事由の条例第7条5号の法令秘に該当せず、実施機関が主張するように、これらの規定をもって本件非公開の根拠とすることはできない。

2 本件管理組合と実施機関の関係性について

まず、本件管理組合と実施機関の関係性が前提議論となる。

この点、本件管理組合を実施機関と同一の団体と捉えることができれば、そもそも、本件管理組合は条例第7条2号の「法人等」には当たらないため、条例第7条2号を理由に非公開とはできなくなる。

しかし、本件管理組合は、YAMATO文化森の管理を行うため区分所有法第3条に基づき、大和市を含む区分所有者によって構成されたいわゆる権利能力なき社団であるのに対し、実施機関は、YAMATO文化森のうち、公益施設及び駐車場の専有部分について区分所有権を有する区分所有者であり、地方自治法第2条に基づき法人格を付与された地方公共団体である。つまり、本件管理組合と実施機関はそれぞれ異なる根拠法により成り立つものである。

そうであるとする、実施機関が本件管理組合に対し約95%という寡占的な持分割合を有しているとしてもそれをもって同一の団体と捉えることはできず、本件管理組合は条例第7条2号の「法人等」に当たるため、本件非公開部分について、条例第7条2号の非公開事由の該当性の検討が必要となる。

3 条例第7条2号非公開事由判断基準について

条例第7条2号は、「法人等の競争上の地位その他正当な利益を害することが明らかに認められる」場合を非公開事由として定めるものであり、ここでいう「正当な利益を害することが明らかに認められる」とは、条例の審査基準（行政手続法第5条1項）である「大和市情報公開条例解釈及び運用の基準」によれば、法人等の生産、技術、販売上のノウハウ、運営方針、人事、労務管理等の情報で、公開することにより、法人等の事業活動等が損なわれると認められるもの及び公開することにより法人等の名誉が侵害され、又は社会的信用若しくは社会的評価が低下するものをいうとされている。

つまり、法人等の財産権や社会的信用が害されることが客観的に明白である場合にはじめて、条例第7条2号該当性が認められるのであって、法人等の財産権や社会的信用が害される単なる抽象的なおそれがあるだけでは足りないといわれているのである。

加えて、本件では、本件管理組合と実施機関が別個の団体であるとはいえ、実施機関が本件管理組合において約95%という寡占的な持分割合を有しているという事情においては、本件管理組合の第三者性は希釈化されるものと捉えることができる。

そこで、条例第7条2号該当性は厳格に判断し、本件管理組合にとって財産権や社会的信用が害されることの蓋然性を具体的に検討しなければならない。

4 本件への適用について

これを本件についてみるに、条例第7条2号を理由とする本件非公開部分のうち、

本件管理組合の金融情報（金融機関、口座番号）の部分については、本件管理組合の財産権の核をなすものである。

すなわち、本件管理組合の金融情報（金融機関、口座番号）が仮に外部に公表された場合、第三者による本件管理組合の成りすましなどによる被害が想定でき、財務管理上や対外信用上における具体的支障が生じる蓋然性が客観的に明白であるといえるので、条例第7条2号該当性は認められる。

よって、これを非公開とした原処分は妥当であるが、本件管理組合の金融情報以外の部分についての条例第7条2号該当性は認められず、これを非公開とした原処分は妥当ではない。

もっとも、本件非公開部分は、本件管理組合の構成員たる大和市を除く区分所有者（以下「区分所有者」といい、本件においては法人である区分所有者と事業を営む個人である区分所有者に分類されるため、いずれも条例第7条2号該当性の問題として論じる。）の財産権等の利益に係る部分をも含むものであるので、この区分所有者の権利保障の観点から別途、条例第7条2号該当性の検討が必要となる。

この点、管理費と修繕積立金の記載部分といった区分所有者の財産状況が明らかになる部分（区分割合から直ちに導き出される場合を含む。）については、全体の財政状況から、ある程度、区分所有者の負担分等が推測される部分は別にして、その余のものは財産的信用を含む社会的評価といった利益に直接かかわるものであり、仮に外部に公表された場合、区分所有者のこうした正当な利益を害することが客観的に明白であるといえる。

そうであるとする、区分所有者の財産状況が明らかになる部分（区分割合から直ちに導き出される場合を含む。）の条例第7条2号該当性は認められ、当該部分を非公開とした原処分は妥当である。

5 結論

上記のように、本件非公開部分のうち、残高証明書等に記載される本件管理組合の金融情報（各金融機関、口座番号）、及び管理費と修繕積立金の記載部分といった区分所有者の財産状況が明らかになる部分（区分割合から直ちに導き出される場合を含む。）については、全体の財政状況から、ある程度、区分所有者の負担分等が推測される部分は別にして、その余のものは条例第7条2号の非公開事由に該当するものと認められるため、この点に関する原処分は妥当である。

もっとも、これら以外の部分については条例第7条2号の非公開事由に該当するものとは認められず公開すべきであり、この点に関する原処分は妥当ではない。

したがって、実施機関においては当該部分の原処分を改めるべきものと判断するところ、以上のとおり答申する。

第4 審査の経過

令和4年1月24日 審議（結審）

公開請求に係る行政文書の名称又は内容

令和2年1月20日付情報公開請求（指令第3207号）

・YAMATO文化森管理組合に係る

1. 臨時総会に関する「議案書」及び「議事録」、若しくはそれに類するもの
2. 定時総会に関する「議案書」及び「議事録」、若しくはそれに類するもの

令和2年1月22日付情報公開請求（指令第3229号）

・YAMATO文化森管理組合設立総会に係る

1. 議案書
2. 議事録
3. 配布（添付）資料（但し、YAMATO文化森管理規約（案）は除く）

令和2年4月6日付情報公開請求（指令第574号）

・YAMATO文化森管理組合と横浜ビルシステム株式会社との間におけるYAMATO文化森の管理業務に係る委託契約書（仕様書を含む）、若しくはそれに類するもの及び大和市の管理費負担額がわかるもの

令和2年4月20日付情報公開請求（指令第1407号）

・YAMATO文化森管理組合に係る臨時総会議案書及び添付（配布）資料のうち、2019年3月26日以降分

令和2年7月28日付情報公開請求（指令第2699号）

・YAMATO文化森管理組合に係る定時総会に関する

1. 議案書及び添付（配付）資料
2. 上記議案書に対する内部意思決定文書（起案を含む）
3. 議事録及び添付（配付）資料
4. 上記議事録に対する内部意思決定文書（起案を含む）但し、令和元年6月25日以降分